



## 指定居宅介護支援事業所「さくら苑」サービス内容

R. 7. 8. 1

### ■ 居宅介護支援の目的 ■

事業者は、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

### ■ 運営方針 ■

- 1 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事の無いよう公正中立に行います。
- 2 事業の運営に当たり、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

### ■ 利用料その他の費用の額 ■

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法が定める基準によるものとします。
- 2 通常の事業の実施区域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。  
実施地域境界線からの往復距離×10円

### ■ 職員の職種、員数及び職務内容 ■

1. 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
2. 介護支援専門員 2名 専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。

### ■ 営業日及び営業時間 ■

1. 営業日 月曜日から金曜日迄。但し12月29日から1月3日迄を除きます。
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

### ■ 通常の事業の実施地域 ■

旧福知山市内、三和町

### ■ 損害賠償 ■

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。





#### ■ 苦情対応 ■

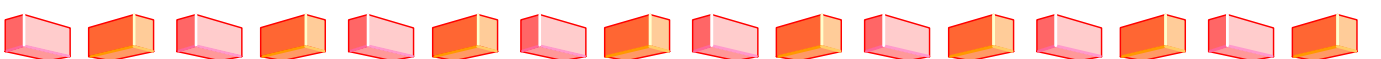
- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠意に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

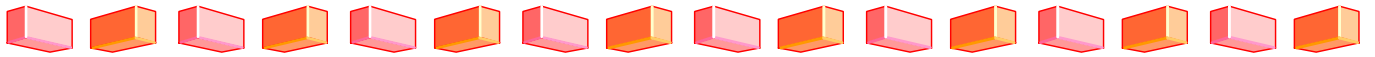
#### ■ 秘密保持 ■

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 別紙1における個人情報の利用目的についてあらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、情報提供をすることができます。

#### ■ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ■

1. 事業所・居宅にて計画の作成のための相談等をお受けします。その際には該当する地域の居宅サービスに関する情報を公平に、利用者及び家族(以下「利用者等」という)に提供します。
2. 利用者の自立した日常生活を目標に計画を作成します。そのために十分な頻度で、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接します。
3. 把握した課題に対応した、介護サービスが提供される体制を整えた計画の原案を作成します。
4. 計画の原案の内容について、サービス担当者会議や担当者に対する意見照会を通じて担当者から専門的な意見を集めます。
5. 計画の原案のサービス種類、内容、利用料等について、利用者等に説明し、文書で同意を得ます。
6. 計画作成後も家族等や事業者等との連絡を行い、計画の実施状況や課題を把握し、必要に応じて計画の変更や、事業者等との連絡調整等を行います。
7. 利用者が、居宅での日常生活を営みにくくなったときや介護保健施設へ入院又は入所を希望する場合は、介護保健施設への照会その他の便宜を行います。
8. 介護保健施設から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合は居宅での生活に円滑に移行出来るよう、あらかじめ計画の作成等の援助を行います。
9. 利用者が医療サービスを希望される場合は、利用者の同意の上で主治医等の意見を受け指示に従い、主治医等の医学的見地からの留意事項については、医療サービス以外に関しても尊重します。
10. 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は指定されたサービスの種類についての記載がある場合は、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上でその内容に沿った計画を作成します。
11. 計画の作成又は変更にあたって、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行えるように努めます。  
又、介護給付対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置づけるように努めます。
12. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。





### ■虐待の防止■

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護されている方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

### ■第三者評価の実施状況■

第三者評価実施の有無 : 有 評価日 : 平成28年6月23日  
評価機関名 : 特定非営利法人 京都ビジネスサポート・センター  
評価結果の開示状況 : 介護サービス情報公表システムにて開示中

### ■その他の運営についての留意事項■

居宅介護支援事業所は、支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を随時設けます。

2. 運営規定に定める事項以外の運営に関する重要事項については、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

